

# 「事務監査請求」の手引き

## 1 事務監査請求とはなんですか？

「事務監査請求」とは、選挙権を有する方の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対し、市の事務（議会及び執行機関の担当する一切の事務）の執行の適否に関する監査を請求するものです。（地方自治法第12条第2項、第75条）

市の事務の監視という点、監査を請求するという点において、「住民監査請求」とよく似ていますが、住民一人でも請求できる「住民監査請求」に対して、その必要署名数の点で大きく異なっています。

## 2 どのような事柄について監査請求できますか？

事務の執行の全般に及びます。また、請求期限については特に制限がありません。

## 3 誰がどのような方法で請求できますか？

茂原市に選挙権を有する方が、茂原市の選挙権を有する方の総数の50分の1以上の連署をもって行うこととされています。従って、事務監査請求書を提出して、すぐに監査が行われるわけではありません。

また、あらかじめ集めた署名をもって請求することもできません。

詳しくは「事務監査請求までの流れ」をご覧ください。

## 4 事務監査請求に要する期間はどれくらいですか？

(1) 事務監査請求できる条件が整うまでに必要な日数

①署名の収集期間（請求代表者等）：請求代表者証明告示日の翌日から1カ月以内

②署名審査期間（選挙管理委員会）：署名簿提出から20日以内

③署名簿の縦覧及び異議申立期間：署名総数及び有効数の告示から7日間

※各期間を最大とした場合、請求条件が整うまでに約2カ月を要します。このほか各書類の作成や提出等に要する日数も必要となります。

(2) 事務監査の期間

監査を実施する期間に関する定めはありません。監査の実施後、監査結果に関する報告を決定したときは、すみやかに請求代表者に通知及び告示を行います。

## 5 監査結果に不服がある場合はどうしたらよいですか？

「住民監査請求」の監査結果に不服がある場合には住民訴訟を提起することができますが、「事務監査請求」の監査結果については、訴訟等で争うことはできません。

茂原市監査委員事務局

☎(0475)20-1560(直通)